

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け</p> <p>固定価格買取制度（いわゆる「FIT」）が2012年7月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも、太陽光発電を中心に導入が拡大している。2018年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFITからの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していくこととされた。再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要であり、このことは、固定価格買取制度の調達期間終了後の低廉な電源の確保という観点からも重要である。<u>2020年10月の「国内の温暖化ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする」宣言、2021年4月の「2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減する」方針が表明され、同年10月の第6次エネルギー基本計画でも、2030年に再エネ比率36～38%を目指すとするなど、再生可能エネルギーに対する期待は高まっている。</u></p> <p>一方で、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け</p> <p>固定価格買取制度（いわゆる「FIT」）が2012年7月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。<u>以下「再エネ特措法」という。</u>）に基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも、太陽光発電を中心に導入が拡大している。<u>また、2014年4月に閣議決定された第4次エネルギー基本計画を踏まえ、2015年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」（いわゆる「エネルギーミックス」）では、2030年度において再生可能エネルギーが電源構成の22～24%を占めるとの見通しが示された。</u>その後、2018年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFITからの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していくこととされた。再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要であり、このことは、固定価格買取制度の調達期間終了後の低廉な電源の確保という観点からも重要である。</p> <p>一方で、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の</p>

確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化した。そこで、適切な事業実施の確保等を図るため、2016年6月に再エネ特措法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）を認定する新たな認定制度が創設されている。

この認定制度では、事業計画が、①再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであり、②円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれ、③安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合に、経済産業大臣が認定を行う。さらに、この事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取消しを行うことが可能とされている。

また、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）が2020年6月に成立・公布され、同法第3条の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正」（以下、同条による改正後の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を「再エネ特措法」という。）により、2022年4月1日から新たにFIP制度が措置されることになった。

FIT/FIP制度は、電気の使用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、認定を取得した再生可能エネルギー発電事業者は、その趣旨を踏まえた上で、再エネ特措法第9条第4項並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）第5条及び第5条の2に規定する基準に適合することが求められ、また、再エネ特措法

確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化した。そこで、適切な事業実施の確保等を図るため、2016年6月に再エネ特措法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）を認定する新たな認定制度が創設された。

新たな認定制度では、事業計画が、①再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであり、②円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれ、③安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合に、経済産業大臣が認定を行う。さらに、この事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取消しを行うことが可能とされている。

固定価格買取制度は、電気の使用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、認定を取得した再生可能エネルギー発電事業者は、その趣旨を踏まえた上で、再エネ特措法第9条第3項並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）第5条及び第5条の2に規定する基準に適合することが求められ、また、再エネ

に基づき事業計画を作成するに当たっては、再エネ特措法施行規則様式中に示される次の表に掲げる事項を遵守することへの同意が求められる。

[略]

2. 適用対象の範囲

○本ガイドラインは、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者、及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電業者に適用される。

○本ガイドラインは、上記の者がその事業計画に係る太陽光発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する期間（企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまでの期間をいい、FIT 制度の調達期間/FIP 制度の交付期間に限られるものではない。）にわたって適用される。

○上記以外の太陽光発電事業者についても、本ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。また、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の再生可能エネルギー発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望ましい。

3. 用語の整理

(1) 関係法令等に関する用語

① 再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23

特措法に基づき事業計画を作成するに当たっては、再エネ特措法施行規則様式中に示される次の表に掲げる事項を遵守することへの同意が求められる。

[略]

2. 適用対象の範囲

○本ガイドラインは、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者、及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電業者に適用される。

○本ガイドラインは、上記の者がその事業計画に係る太陽光発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する期間（企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまでの期間をいい、固定価格買取制度の調達期間に限られるものではない。）にわたって適用される。

○上記以外の太陽光発電事業者についても、本ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。また、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の再生可能エネルギー発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望ましい。

3. 用語の整理

(1) 関係法令等に関する用語

① 再エネ特措法

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

年法律第 108 号)

② 再エネ特措法施行規則

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則

(平成 24 年経済産業省令第 46 号)

[略]

⑥ 太技省令

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令。太陽電池モジュールを支持する工作物に関する技術基準を定めたもの。なお、電気設備に関しては④電技省令に規定されている。

⑦ 太技解釈

発電用太陽電池設備の技術基準の解釈。太技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものの。

⑧～⑬ [略]

第 2 章 適切な事業実施のために必要な措置

[略]

第 1 節 企画立案

[略]

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

[略]

【解説】

[略]

法 (平成 23 年法律第 108 号)

② 再エネ特措法施行規則

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

法施行規則 (平成 24 年経済産業省令第 46 号)

[略]

⑥ 太技省令

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令。太陽電池モジュールを支持する工作物に関する技術基準を定めたもの。なお、電気設備に関しては④電技省令に規定されている。

※2021 年 4 月 1 日より施行。

⑦ 太技解釈

発電用太陽電池設備の技術基準の解釈。太技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものの。

※2021 年 4 月 1 日より施行。

⑧～⑬ [略]

第 2 章 適切な事業実施のために必要な措置

[略]

第 1 節 企画立案

[略]

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

[略]

【解説】

[略]

なお、認定取得後に事業計画を変更すると、当初認定の取得時期や変更内容次第で、調達価格/基準価格が当該変更の認定時の年度の価格に変更される場合があることに留意が必要である。詳細は以下の表のとおり。ただし、FIT から FIP へ移行する変更の認定の場合は、当該案件に適用されている調達価格（消費税・地方消費税に相当する額は除く）が基準価格となる。

表3 変更認定時の年度の調達価格/基準価格が適用されることとなる事業計画の変更
[略]

※1～3 [略]

※4 太陽電池の合計出力が発電設備の出力よりも大きい場合かつ、自家発電設備等が蓄電池の場合であって、当該蓄電池を PCS よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。また、当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたりプレミアムの交付を受けない場合、又は 2022 年 4 月 1 日以降に新規認定取得した場合であって FIP 制度の適用を受ける場合を除く。

[略]

第3節 運用・管理

[略]

1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

[略]

【解説】

なお、認定取得後に事業計画を変更すると、当初認定の取得時期や変更内容次第で、調達価格が当該変更の認定時の年度の価格に変更される場合があることに留意が必要である。詳細は以下の表のとおり。

表3 変更認定時の年度の調達価格が適用されることとなる事業計画の変更
[略]

※1～3 [略]

※4 太陽電池の合計出力が発電設備の出力よりも大きい場合かつ、自家発電設備等が蓄電池の場合であって、当該蓄電池を PCS よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。また、当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。

[略]

第3節 運用・管理

[略]

1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

[略]

【解説】

[略]

なお、高圧・特別高圧の大規模な太陽光発電設備では火災保険や地震保険、第三者賠償保険等への加入率が高いのに対し、低圧の太陽光発電設備においては加入率が低いことが報告されている。保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築に関して、損害保険への加入は発電所の事故などによる損壊時の事業継続の備えとして有効である。また、第三者への損害が万が一発生するような場合に備え、火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するように努めること。

[略]

2. 通常運転時に求められる取組

[略]

(3) 出力制御

① 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第4号〕

② 特定契約電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。
〔再エネ特措法施行規則第14条第5項の2第8号チ〕

【解説】

①について、電気は常に需要と供給を一致させる必要があるが、再生可能エネルギーが高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げ、さらに、揚水式水力の揚水運転等により、需給バランスを調整するが、それでもなお余剰となる場合、停電等を避けるため再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要である。このため、太陽光発電事業者は、

[略]

なお、高圧・特別高圧の大規模な太陽光発電設備では損害保険や賠償保険への加入率が高いのに対し、低圧の太陽光発電設備においては加入率が低いことが報告されている。損害保険への加入は、発電所の事故などによる損壊時の事業継続の備えとして有効であり、第三者への損害が万が一発生するような場合に備え、第三者賠償保険等を活用しつつ事業を実施することも可能である。

[略]

2. 通常運転時に求められる取組

[略]

(3) 出力制御

○ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第4号〕

[新設]

【解説】

電気は常に需要と供給を一致させる必要があるが、再生可能エネルギーが高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げ、さらに、揚水式水力の揚水運転等により、需給バランスを調整するが、それでもなお余剰となる場合、停電等を避けるため再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要である。このため、太陽光発電事業者は、送配電事業者

送配電事業者から出力制御その他の協力を求められた場合には、これに協力することが必要である。なお、具体的な出力制御ルールに関しては、国が別途定める出力制御の指針を参照すること。

②について、より実効的かつきめ細かな出力制御を可能とするため、原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。なお、インターネット回線を開設することが物理的に現実的でない場所（山間地等）においては、固定スケジュール型の出力制御を用いることも可能とする。

[略]

第4節 地域活用要件に関する事項

[略]

このため、低圧（10kW以上50kW未満）設備について、2020年度以降の認定案件には、FITの認定基準として、自家消費型の地域活用要件（以下の①②の両方）を求めることとする。ただし、営農型太陽光発電設備であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年間を超えるもの（特定営農型太陽光発電設備）については、①を満たさない場合であっても、②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱う。また、共同住宅の屋根に設置する10kW以上20kW未満の太陽光発電設備については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、①を満たしているものとして取り扱う。その際、②は引き続き要件として求める。なお、高圧・特別高圧（50kW以上）設備については、地域活用要件を求めない。

また、近接した10kW未満の複数設備（地上設置）で認定を取得し、設備を意図的に10kW未満に分割するなど、10kW以上50kW未満の地域活用要件

から出力制御その他の協力を求められた場合には、これに協力することが必要である。なお、具体的な出力制御ルールに関しては、国が別途定める出力制御の指針を参照すること。

[略]

第4節 地域活用要件に関する事項

[略]

このため、低圧（10kW以上50kW未満）設備について、2020年度以降の認定案件には、FITの認定基準として、自家消費型の地域活用要件（以下の①②の両方）を求めることとする。ただし、営農型太陽光発電設備であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年間を超えるもの（特定営農型太陽光発電設備）については、①を満たさない場合であっても、②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱う。なお、高圧・特別高圧（50kW以上）設備については、地域活用要件を求めない。

逃れの疑いのある案件も生じており、2022 年度から、10kW 未満で地上設置を選択した案件については建物登記等の提出を求める。

[略]

【解説】

[略]

また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。具体的な状況の確認が実施できるよう、少なくとも3年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録（PCS ベースでの発電電力量をモニタリングするサービスを利用する、又はPCSに表示される発電電力量を写真で保存するなど）を行うこと。具体的な状況の確認を実施することができない場合については、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。なお、共同住宅の屋根に設置する10kW以上20kW未満の太陽光発電設備の場合であっても、自家消費自体は継続して求めるため、具体的な状況の確認が実施できるよう、上記のように書類の保存や発電電力量の記録を行うこと。

[略]

第5節 撤去及び処分（リサイクル、リユース・廃棄）

[略]

1. 計画的な廃棄等費用の確保

① 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発

[略]

【解説】

[略]

また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。具体的な状況の確認が実施できるよう、少なくとも3年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録（PCS ベースでの発電電力量をモニタリングするサービスを利用する、又はPCSに表示される発電電力量を写真で保存するなど）を行うこと。具体的な状況の確認を実施することができない場合については、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。

[略]

第5節 撤去及び処分（リサイクル、リユース・廃棄）

[略]

1. 計画的な廃棄等費用の確保

① 出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、廃棄等費用（発電事業が

電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てること。〔再エネ特措法第 15 条の 6 第 2 項〕

②・③ [略]

【解説】

事業終了後の太陽光発電設備の撤去及び処分等については、発電事業者の責任の下で、确实かつ適切に実施される必要がある。そのため、事業計画の策定に当たっては、発電事業者において、将来的な発電設備の撤去及び処分を想定し、必要な費用を確保することを考慮する必要があるが、小規模発電設備を中心に、事業計画策定の段階において、その費用を算定していない太陽光発電事業者が多数存在していることが報告されており、事業終了後に必要な廃棄等費用が確保できず、発電設備が放置される等の事態が発生することが危惧される。

廃棄等費用については、事業の収益等から計画的に確保していくことが重要であり、これを念頭においた事業計画の策定及び事業運営を行うことが必要である。

①について、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則等に基づき、事業計画の認定の申請を行う事業用太陽光発電（10kW 以上。なお、複数太陽光発電設備設置事業、第一種・第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）に係る発電事業者については、2022 年 7 月以降の適切な時期において、原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける新たな制度が適用される。詳細については、別途定める廃棄等費用積立ガイドラインを参照し、その内容を遵守するこ

終了した時点で必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定した上で、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 8 号〕

②・③ [略]

【解説】

事業計画の策定に当たっては、将来的な発電設備の撤去及び処分を想定し、必要な費用を確保することを考慮する必要があるが、小規模発電設備を中心に、事業計画策定の段階において、その費用を算定していない太陽光発電事業者が多数存在していることが報告されており、事業終了後に必要な廃棄等費用が確保できず、発電設備が放置される等の事態が発生することが危惧される。

廃棄等費用については、事業の収益等から計画的に確保していくことが重要であり、これを念頭においた事業計画の策定及び事業運営を行うことが必要である。

①について、出力 10kW 以上の太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づく調達価格の算定に当たって、廃棄等費用が考慮されているため、撤去及び処分に際して当然必要な費用は確保できるものと考えられる。廃棄等費用については、撤去業者（撤去を行う販売店、設計・施工業者を含む。）、解体業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積りに基づいて算定することが望ましい。なお、今後、再エネ特措法に基づく認定を受けた 10kW 以上の全ての太陽光発電事業を対象に、2022 年 7 月から適

と。

②について、①の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度は、発電事業が終了した時点で必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を対象とするものであり、災害等により、発電事業途中での修繕や撤去及び処分が発生する場合には、各太陽光発電事業者による費用負担や、加入する保険等により手当てされることとなる。なお、支払われる保険金の額については、想定される廃棄等費用の額も念頭に置きつつ、災害等による廃棄処理や修繕を行うために必要十分な額となるようにする必要がある。また、今後、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めることとされている点に留意が必要である。

[略]

切な時期において、原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける新たな制度が適用される予定となっている。詳細については、別途定める廃棄等費用の積立に関するガイドラインを参照されたい。また、廃棄物処理法では、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理業者に対する適正な対価の支払いが義務付けられているほか、建設リサイクル法では、産業廃棄物の処理業者への発注者に対して、解体工事や建設資材廃棄物の再資源化に要する費用の適正な負担が求められるため、これらについても留意することが必要である。また、事業終了時に廃棄等費用を確実に確保するためには、廃棄等費用の負担を分散させるために、計画的に積み立てることが求められる。そのため、その積立の開始時期と終了時期、積立金総額と毎月の積立金額を明らかにした上で事業計画を策定する必要がある。なお、廃棄等費用の積立に際しては、資産除去債務に該当し、会計上の費用算入が認められる場合があるため、公認会計士等へ相談することが有益である。

②について、①に掲げる「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立」は、発電事業が終了した時点で必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を対象とするものであり、災害等により、発電事業途中での修繕や撤去及び処分が発生する場合には、各太陽光発電事業者による保険加入等により手当てされることとなる。なお、支払われる保険金の額については、想定される廃棄等費用の額も念頭に置きつつ、災害等による廃棄処理や修繕を行うために必要十分な額となるようにする必要がある。また、今後、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めることとされている点に留意が必要である。

[略]

[削る]

2. 事業終了後の撤去・処分の実施

①～⑦ [略]

⑧ 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定計画について、再エネ特措法第 14 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により第 9 条第 4 項の認定の効力が失われたとき又は第 15 条の規定により同項の認定が取り消されたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けること。[再エネ特措法第 15 条の 12 第 1 項]

【解説】

[略]

③④について、使用済太陽光発電設備（住宅用も含む）は、廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、太陽光発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。また、太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ
中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/201901210_report.html

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ
第 8 回

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/008.html

2. 事業終了後の撤去・処分の実施

①～⑦ [略]

[新設]

【解説】

[略]

③④について、使用済太陽光発電設備（住宅用も含む）は、廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、太陽光発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。また、太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産

業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められる。適正処理に必要な太陽電池モジュールの含有化学物質の情報については、製造業者または輸入業者の WEB や当該業者への照会等により、入手しておく必要がある（参考：一般社団法人太陽光発電協会使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版））。また、太陽光発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制を構築していることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。加えて、太陽光発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある（参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））。上記のとおりの廃棄物やリサイクル等を実施するに際しては、一般社団法人太陽光発電協会において太陽光電池モジュールの適正処理が可能な産業廃棄物中間処理業者一覧表を策定・公表しているため、この一覧表も参考に、適切な廃棄物処理業者を選定すること。

⑥について、環境省では太陽光発電設備の適正な廃棄・リサイクルの推進のための検討を行い、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（2018年12月（第二版））を公開しており、撤去及び処分（リユース、リサイクル、廃棄）に際しては、同ガイドラインを参照することが推奨される。

⑧について、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の廃止（再エネ特措法第11条第1号）の規定により FIT 認定の効力が失われたとき又は第15条の規定により FIT 認定が取り消されたときには、当該認定計画

業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められる。適正処理に必要な太陽電池モジュールの含有化学物質の情報については、製造業者または輸入業者の WEB や当該業者への照会等により、入手しておく必要がある（参考：一般社団法人太陽光発電協会使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版））。また、太陽光発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制を構築していることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。加えて、太陽光発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある（参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））。

⑥について、環境省では太陽光発電設備の適正な廃棄・リサイクルの推進のための検討を行い、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（2018年12月（第二版））を公開しており、撤去及び処分（リユース、リサイクル、廃棄）に際しては、同ガイドラインを参照することが推奨される。

に係る旧認定事業者は、改正再エネ特措法施行規則の様式による申請書を経済産業大臣に提出し、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならない。この場合において、当該旧認定事業者は、当該確認を受けるまでの間は、報告徴収や立入検査の対象となる（同法第15条の12第2項）。

第6節 市場取引等により供給する事業(FIP 認定事業)を行う場合の必要な措置

本節では、再エネ特措法第二条の二に規定する市場取引用により供給する事業（以下「FIP 認定事業」という。）を行うにあたっての認定基準を示す。

1. 基本的な考え方

FIP 制度の適用を受けるためには、FIT 制度と同様、事業計画を作成・申請し、その事業計画が再エネ電気の利用の促進に資するものとして基準に適合すること、再エネ発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること、再エネ発電設備が安定的かつ効率的に発電できると見込まれること、といった基準に適合すると認められ、認定を取得することが必要である。

遵守事項を含むこうした認定基準は、適切な再エネ発電事業を実施する観点から、FIP 制度の適用をうけるためにも満たすべき認定基準である。

2. FIP 認定事業独自の認定基準

○ 認定申請発電設備により発電される電気の取引や需給の調整に関する計画が適切であること。〔再エネ特措法施行規則第5条第8項口〕

【解説】

[新設]

FIP 認定事業では、FIT 認定事業と異なり、認定事業者に対し、他の電源と同様に市場取引等による発電した電気を供給することが求められる。

こうした趣旨を踏まえ FIP 制度の下での適切な事業実施を促すため、追加的に上記の認定基準が求められる。

FIT 認定事業は特定契約に基づいて送配電事業者もしくは小売電気事業者が買取り、買取義務者が発電事業者に代わり需給調整を行っていたが、FIP 認定事業については発電事業者が供給方法を自ら決定し、発電事業者が自ら需給調整を行うことが求められる。

このような FIP 制度下においても長期的・安定的な電気供給を適切に実施するため、認定前に電力の取引方法（市場取引や相対取引等）や需給管理方法（発電設備に求められる FIT と FIP 以外のリソースと同一 BG を組成することや蓄電池等による発電タイミングのシフトを行う等）を行い適切に計画策定していくことが求められる。

3. FIT 認定事業から FIP 認定事業への移行

- ① 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する相手方が、発電量調整供給契約に基づき、複数の発電事業者で組成される集団に属するための申込みを行っていること。〔再エネ特措法施行規則第5条第8項ハ（1）〕
- ② 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する方法（卸電力取引市場における売買取引以外の方法による売買取引を行う場合にあっては、供給の相手方に関する情報を含む。）が決定していること。〔再エネ特措法施行規則第5条第8項ハ（2）〕
- ③ 認定申請発電設備により発電される電気を特定契約により電気事業者に供給する事業を、市場取引等により供給する事業の認定を受け

る日までに廃止し、遅滞なく、第十一条に規定する様式により、経済産業大臣に届け出ること。〔再エネ特措法施行規則第5条第8項のハ(3)〕

④ 系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件を遵守する事業者であること。

【解説】

FIT 制度から FIP 制度への移行を認めるに当たっては、FIT 制度に参入している多数かつ多様な事業者が詳細を理解せずに FIP 制度へ移行してしまい、その後に FIT 制度に移行することも認められないため、混乱する等の事態が発生する可能性がある。

このようなリスクを回避するため、FIP 制度の下で追加的に上記の認定基準を充足し、長期的・安定的な電気供給を適切に実施できると認められることが求められる。

①について FIT 制度下では買取義務者との間で締結した特定契約に基づいて電力の供給を行っているが、FIP 認定事業は発電量調整供給契約に基づいて供給することが必要となる。そのため認定申請に当たっては発電量調整供給契約の申込を行っていることが求められる。

②について円滑な電気供給のために市場取引や小売電気事業者等による相対取引など供給先・方法を決定したうえで事業計画を策定することが求められる。

③について FIP 認定事業に移行をした場合、発電量調整供給契約締結後速やかに FIT 認定事業の廃止を届け出る必要がある。

④について FIP 認定事業へ移行する場合は、オンライン制御がエリア全体の出力制御量低減に資することを踏まえ、オンライン事業者であること、もしくはオンライン化することが求められる。またオンライン制御が

拡大するとともに多様な取引方法が認められるなかでサイバーリスクが一層高まると予想されることを踏まえ、系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件を遵守する事業者であることが求められる。

付録

2. 主な規格・ガイドライン等

付表3 太陽光発電に関する主な民間団体作成ガイドライン及び解説書

分類	ガイドライン名	発行元	発行年
[略]	[略]	[略]	[略]
設計・施工	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	<u>地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版（本文、技術資料、付録A、付録B）</u>	<u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人 太陽光発電協会 奥地建産株式会社</u>	<u>2019年</u>
	<u>傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版</u>	<u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総</u>	<u>2021年</u>

付録

2. 主な規格・ガイドライン等

付表3 太陽光発電に関する主な民間団体作成ガイドライン及び解説書

分類	ガイドライン名	発行元	発行年
[略]	[略]	[略]	[略]
設計・施工	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]	[新設]

	<u>合開発機構</u> <u>一般社団法人</u> <u>太陽光発電協会</u>	
<u>営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版</u>	<u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> <u>一般社団法人</u> <u>太陽光発電協会</u>	<u>2021年</u>
<u>水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版</u>	<u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> <u>一般社団法人</u> <u>太陽光発電協会</u>	<u>2021年</u>
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

※ ガイドライン等については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること。

(3) その他の関連情報

付表4 太陽光発電の主な関連情報

安全情報名	発行元	発行年
[略]	[略]	[略]

※ ガイドライン等については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること。

(3) その他の関連情報

付表4 太陽光発電の主な関連情報

安全情報名	発行元	発行年
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）	環境省	2018年	[新設]	[新設]	[新設]
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン	環境省	2021年	[新設]	[新設]	[新設]
廃棄等費用積立ガイドライン	資源エネルギー庁	2021年	[新設]	[新設]	[新設]
再エネ特措法改正関連情報	資源エネルギー庁	二	[新設]	[新設]	[新設]
太陽電池モジュールの適正処理（リサイクル）が可能な産業廃棄物中間処理業者名一覧表	一般社団法人 太陽光発電協会	二	[新設]	[新設]	[新設]
※ 関連情報については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新の情報を参照すること。			※ 関連情報については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新の情報を参照すること。		

※ この他、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び関係する経済産業省告示における規定等との記載の整合化、表現の適正化並びに巻末の付録に掲げる主な関係法令等の改正等の所要の規定の整備を行う。